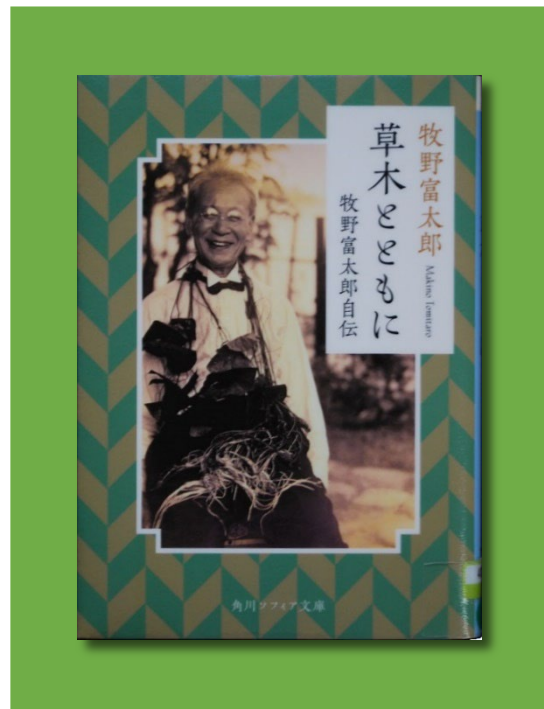


令和5年度

はにゆうの図書館

[図書館要覧]



羽生市立図書館

目 次

1. 羽生市の概要	1 ページ
2. 沿革	2 ページ
3. 令和5年度図書館運営基本方針	4 ページ
4. 組織	5 ページ
5. 概要	5 ページ
6. 令和4年度事業概要	7 ページ
7. 利用案内	8 ページ
8. 統計概要	9 ページ

参考資料

1 図書館資料の所蔵状況	10 ページ
2 令和4年度図書館利用状況	11 ページ
3 雑誌一覧	16 ページ
4 新聞等一覧	17 ページ
5 条例・規則	18 ページ
羽生市立図書館設置条例	18 ページ
羽生市立図書館管理規則	19 ページ
羽生市立図書館協議会設置条例	22 ページ
羽生市立図書館協議会運営規則	22 ページ
6 羽生市立図書館資料収集方針	23 ページ

1. 羽生市の概要

羽生市は、昭和29年9月1日に旧羽生町と隣接する6つの村（1町6村）が合併し埼玉県内16番目の市として誕生、その後昭和34年4月1日に北埼玉郡千代田村を編入して現在に至ります。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²で、東部、南部は加須市、西部は行田市、北部は利根川を隔てて群馬県に接しています。東経139度32分、北緯36度10分、海拔16m（羽生市役所の位置）で埼玉県の北東部に位置し、東京へは58kmの距離にあります。

市の中心部は古くから衣料の町として商工業を中心とした市街地を形成し周囲は農業地帯として肥沃な田園が広がりますが、近年は郊外を中心に大型商業施設の進出が続いており、大きな変化を見せています。

令和5年3月31日現在の人口は53,917人、世帯数は24,215世帯で、高齢化率は30.7%となっています。

鉄道は、東武伊勢崎線が浅草駅まで約1時間で結び、北は群馬県伊勢崎市まで結んでいます。また、羽生駅を起点とする秩父鉄道秩父本線は熊谷駅でJR高崎線に連絡し、寄居町を経て秩父市まで繋がります。道路は、市の西部を国道122号線が縦断し、南部を国道125号線が横断しています。また、市の東部を縦貫する東北自動車道は、平成4年に羽生ICが供用開始され、東京及び東北方面の各都市へ短時間で結ばれました。

■市章

羽生の「羽」を羽根を模した扇形とし、扇の要として「生」を円形にデザインした美しい市章です。団結と円満、躍進と祝福を象徴したもので、昭和30年1月14日に制定されました。



■「田舎教師」ゆかりの地

小説「田舎教師」は、主人公・林清三のモデル小林秀三（1884～1904）が書き残した日記をもとに文豪田山花袋が書き上げた、羽生を舞台とした文学作品です。登場人物の多くは市内に実在した人物がモデルで、作中には作品が書かれた明治期の自然や生活が生き生きと描写されています。

市内には、田舎教師像をはじめ作品にまつわる文学碑などが今も残されています。

■ムジナモ自生の地

市の東部に位置する羽生水郷公園に「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」があります。

絶滅危惧種IA類（環境省レッドリスト）である食虫植物ムジナモの自生地として昭和41年5月に国の天然記念物に指定された宝蔵寺沼ムジナモ自生地は現在、地域のムジナモ保存会等によって大切に保護され、植生保全活動が進められています。

2. 沿革

S 39. 10. 1	羽生市立図書館創設(羽生市東7-1-1(文化会館内))
S 39. 12. 24	羽生市立図書館設置条例、羽生市立図書館協議会設置条例制定
S 40. 4. 1	埼玉県図書館羽生分館を設置 埼玉県移動図書館巡回開始(市内小学校9校巡回)
S 45. 4. 1	県立熊谷図書館開設に付、分館図書を市立図書館に移管
S 45. 10	読書グループ誕生し始める
S 46. 4. 1	県立熊谷図書館にて移動図書館巡回
S 48. 4. 1	貸出方法をニューアーク式からブラウン式に変更
S 50. 4. 1	配本所設置(市内小学校9校)
S 50. 8. 15	旧市庁舎に図書館を移転(羽生市中央2-8-10)
S 53. 11	一般室、児童室分離
S 54. 3	独立図書館建設の請願書作成、提出(署名3,028名)
S 55. 7	県立久喜図書館落成に伴い、そのエリアに入る
S 57. 3	移転準備のため、児童室・開架室を撤去
S 57. 4	配本所4ヶ所(手子林、須影、村君の各公民館及び新一小)をおく
S 57. 8. 23	旧市庁舎から文化会館に移転(羽生市東7-1-1)
S 57. 9. 3	文化会館(1階)にて開館
S 58. 9	中央公民館に配本所をおく
S 59. 4	井泉公民館に配本所をおく
S 59. 5	閲覧室を設置、配本車(軽自動車)を購入
S 59. 9	新図書館、資料館の設計費を計上
S 59. 11	図書館資料館建設専門委員会発足
S 60. 4. 1	職員を増員して図書館機構を整備、図書館課対応になる
S 60. 5. 1	羽生南小学校に開館準備室開設
S 60. 5. 8	新郷公民館に配本所をおく
S 60. 6. 20	羽生市立図書館及び資料館新築工事費等請負契約可決される
S 60. 7. 2	図書館(仮称)資料館起工式
S 60. 7. 28	岩瀬公民館に配本所をおく
S 61. 3. 20	図書館(仮称)資料館竣工
S 61. 3. 31	南小学校開館準備室閉鎖
S 61. 4. 1	開館準備に伴い図書館閉館
S 61. 8. 1	図書館・郷土資料館開館(羽生市大字下羽生948) 図書管理システム導入
S 63. 6	川俣公民館に配本所をおく
S 63. 8	一般開架室に書架増設
H 2. 7	三田ヶ谷公民館に配本所をおく
H 4. 4	貸出冊数を一人5冊から10冊へ変更
H 8. 4	毎週水曜日の開館時間、午前9時から午後6時まで延長(試行)
H 9. 6	北埼玉地域公共図書館広域利用開始
H 9. 10	図書管理システム更新
H 10. 4	入館者100万人達成
H 11. 9	一般開架室に書架増設
H 13. 1	視聴覚障がい者に対する視聴覚資料の貸出開始
H 13. 4	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日午後6時閉館(試行))

H 14. 4	館内整理日を「毎月末日」から「第4木曜日」に変更(試行)
H 14. 10	新図書館システムを導入、図書館公式サイト開設
H 16. 8	入館者200万人達成
H 16. 12	ブックスタート事業開始
H 17. 11	インターネット予約開始
H 18. 4	祝日開館を実施(こどもの日)
H 19. 4	祝日開館を拡大(こどもの日、敬老の日、文化の日、建国記念日)
H 19. 11	ブックトーク開始(村君小)
H 20. 4	祝日開館を拡大(昭和の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、敬老の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日、建国記念日)
H 20. 6	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日午後7時閉館(試行))
H 20. 7	視聴覚資料の館内利用開始
H 21. 2	新図書館システムを導入、図書館公式サイトをリニューアル インターネット閲覧用パソコン設置 雑誌の貸出制限(貸出冊数10冊のうち最大5冊)を撤廃
H 21. 4	祝日開館を拡大(秋分の日及び成人の日を除く全ての祝日を開館)
H 21. 6	ボランティア協働による館内整理を開始
H 21. 6	館内OPACでの予約開始
H 21. 7	6月、9月の平日の開館時間を規則(午前9時から午後6時)に復原
H 22. 5	市内小学校へのブックトーク訪問開始
H 22. 9	一般開架室書架増設(開架図書数1万冊)
H 23. 3	地域活性化交付金事業費744万円交付される 配本所業務及び配本所蔵書をすべて各公民館図書室に移行
H 23. 4	原則としてすべての国民の祝日を開館 7月、8月の開館時間、午前9時から午後6時まで
H 24. 4	窓口業務等の民間委託開始 年間を通じて開館時間を午前9時から午後6時まで 7月、8月の館内整理日を休止 市立小中学校採択教科書の展示開始 視聴覚設備更新工事
H 25. 6	ブックカート導入
H 26. 3	「羽生市立図書館運営基本計画」策定
H 27. 2	新図書館システム導入
H 27. 8	空調設備改修工事
H 28. 8	図書館・郷土資料館開館 30 周年
H 30. 4	カラーコピーサービス開始
H 31. 3	「第2次羽生市図書館運営基本計画」策定
R 2. 7	図書館敷地内全面禁煙
R 2. 11	一般開架室の書架増設(3, 000冊)
R 3. 2	移動書庫室の書架増設(1, 000冊)
R 3. 4	セカンドブック事業開始
R 4. 1	図書館・郷土資料館屋上防水工事
R 4. 2	図書館システム変更導入

3. 令和5年度図書館運営基本方針

I 基本方針

図書館は生涯学習の拠点施設として、市民の自主的な学習要求及びその他の課題解決などの様々な要望に適切に応えるため、資料や情報の積極的な収集、提供に努めるとともに他機関との連携を推進し、適正な図書館サービスを提供します。

II 重点施策

① 図書館資料の充実

- ・資料収集方針に基づき、地域の実情や市民の要望を踏まえた図書館資料の整備を推進し、市民の学ぶ・調べるといった要求に的確に応えられるよう、所蔵資料の適正化を進めます。
- ・郷土に親しみ郷土を学ぶため、郷土資料や行政資料の充実を図ります。

② 利用者サービスの充実

- ・市民が社会生活を営むうえで必要となる情報や資料を適切かつ速やかに提供し、図書館の利用拡大に努めます。
- ・おはなし会等の事業開催にあわせ、視聴覚室を読み聞かせのスペースとして開放し、親子が触れあうコミュニティ空間を提供します。
- ・事業（おはなし会、ブックスタート、セカンドブック、ブックトーク、各種講座等）の開催や図書館の利用方法等の啓発、市民ボランティアとの連携に努め、安全に安心して利用できる寛ぎのある図書館づくりを進めます。
- ・図書館システムを活用した、新たな利用者サービスの可能性を検討します。
- ・広報h a n y u、パンフレット、ウェブサイトなど多様な機会や手法を活用し、効果的な情報発信に努めます。
- ・利用者の調査研究や情報収集に対する支援を、積極的に行います。

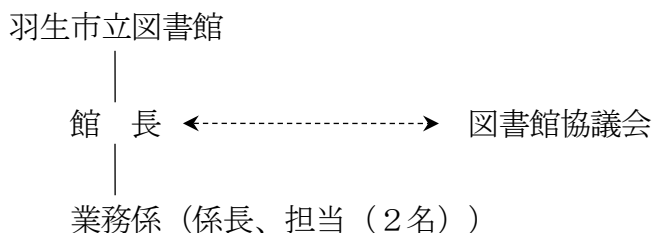
③ 他の図書館、教育機関との連携

- ・埼玉県内の公立図書館等と相互に協力し、図書館資料の活用を推進します。
- ・施設見学や職場体験、情報交換等を推進し、学校との連携を図ります。
- ・埼玉県内の公立図書館等と連携し、貴重資料の保存に努めます。

④ 市民との協働による図書館運営

- ・市民ボランティアとの連携による図書館業務の充実を図ります。

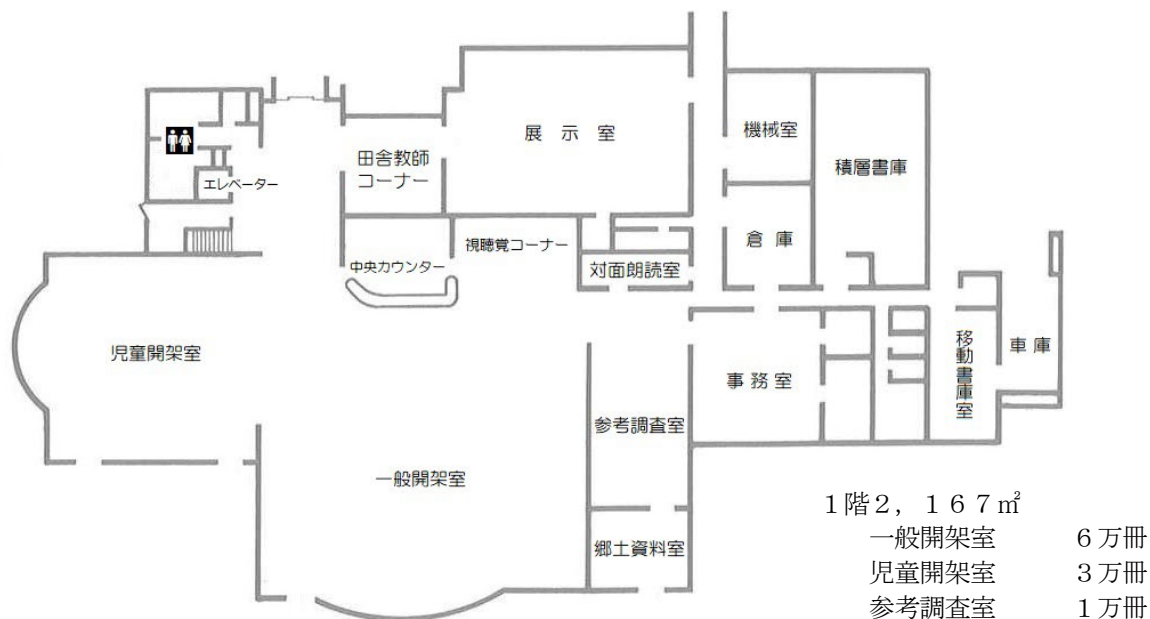
4. 組織



5. 概要

I 開館年月日	昭和61年8月1日
II 所在地	〒348-0026 羽生市大字下羽生948番地
III 敷地面積	10,407㎡
IV 建築	構造 鉄筋コンクリート造り一部2階建 建築面積 2,345㎡ 延床面積 1階2,167㎡ 2階403㎡
V 主要な施設	一般開架室 (6万冊) 526㎡ 児童開架室 (3万冊) 193㎡ 参考調査室 (1万冊) 121㎡ 積層書庫 (7万冊) 197㎡ 視聴覚室 (80席) 99㎡ 学習室 (48席) 82㎡ 会議室 46㎡ 移動書庫室・車庫 71㎡
VI 開館時間	午前9時～午後6時
VII 休館日	火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌平日が休館日) 第4木曜日 (7月・8月を除く)、年末年始及び特別整理日
VIII 所蔵資料数	186,227点 (R05.3.31現在。市民一人あたり3.45点) 書籍資料 183,720冊 視聴覚資料 2,507点

■ 1階案内図



【参考調査室 食虫植物「ムジナモ」の資料】

羽生水郷公園の宝蔵寺沼は日本で唯一残る、食虫植物「ムジナモ」の自生地で国の天然記念物に指定されています。

図書館では、「ムジナモ」に関する資料を意欲的に収集し、貴重な郷土資料として保存提供しています。

■ 2階案内図



学習室

空調が完備された静かで明るい学習室は、大変多くの人に利用されています。

特に夏休み期間などは利用が多く、48席がすべて満席となります。

令和4年度の利用者は延4,967人

会議室・視聴覚室

会議室や視聴覚室も活用されています。

令和4年度は、会議室39回408人、視聴覚室86回1,257人が利用しました。

6. 令和4年度事業概要

事業名	内容		実施日	実施状況	参加者等
クイズに挑戦	全問正解で折り紙メダルプレゼント		4月23日～5月30日	1回	87人
大人のためのおはなし会	ストーリーテリング		6月19日 11月20日	2回	41人 26人
施設見学会	南小学校児童による図書館・郷土資料館の見学		6月27日	1回	40人
かがくあそび講座	小学1～3年「ペットボトルで楽器を作ろう」 小学4～6年「静電気で遊ぼう」		7月25日 8月1日	2回	14人 8人
一日図書館員	小学4年生～6年生		8月4日 8月18日	2回	5人 6人
ビンゴに挑戦	ビンゴ完成で葉プレゼント		10月27日～ 11月20日	1回	87人
絵本の読み聞かせ会	絵本専門士による絵本の読み聞かせ		11月6日	1回	22人
絵本の読み聞かせ講座	絵本専門士による絵本の読み聞かせ養成講座		11月6日	1回	18人
ハッピー福袋2023	福袋による本のテーマ貸出 子供用90冊、大人用90冊		1月7日～1月9日	1回	60人 180冊
おはなし会	定例 ちいさなおはなし会		第1、第3金曜日	22回	299人
	定例おはなし会		第2土曜日	12回	146人
	春のこどもフェスティバル		5月8日	1回	67人
	夏のこどもおたのしみ会		7月16日	1回	103人
	あおぞらおはなし会		11月3日	1回	69人
	クリスマスおはなし会		12月18日	1回	103人
映画会	偶数月/子供向け、奇数月/大人向け		4月～3月	11回	123人
ブックスタート	10か月児を対象とした、読書をとおしての親子ふれあいの啓発と絵本の贈呈		4月～3月(保健センターの幼児健診日)	12回	285名
セカンドブック	三歳児対象。読書をとおしての親子ふれあいの啓発と絵本の贈呈		4月～3月(保健センターの健診日)	12回	306名
ブックトーク	希望する市内小学校11校の3年生を対象にテーマを決めて本を紹介		5月～12月	12回	383人 652冊
広報活動	テーマ展示	児童書(季節にあわせた展示)	毎月	12回	
		一般書	2月	1回	
	小学校読書案内		4月、7月、10月	3回	2,550枚
	中学校読書案内		7月、10月	2回	1,280枚
	保育所・幼稚園読書案内		4月、7月、10月	3回	1,670枚
	広報Hanyuへの掲載 “Goto図書館 週末読書生活のススメ。”		毎月	12回	全戸配布
	SNSでの情報発信		随時	85回	

7. 利用案内

○利用カード

図書館の利用カードは、羽生市、加須市、行田市にお住まいの方と羽生市に通勤、通学されている方に発行しています。

○貸出数と貸出期間

a 個人の利用

一人10冊まで2週間を限度として利用できます。

b 団体の利用

羽生市内の施設、学校等で団体利用の手続きをした者は図書館資料を館外利用することができます。一団体100冊まで1ヶ月間が限度となります。

○開館時間

原則として、午前9時から午後6時まで開館しています。

○休館日

火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日が振替休館となります。）

例月整理日（7月、8月を除く毎月第4木曜日は休館です。）

年末年始（12月28日から翌年1月4日まで休館です。）

特別整理日（蔵書点検期間は休館となります。）

○予約サービス

他の利用者が利用中の資料（本など）は予約して利用することができます。

図書館の窓口でパスワードを登録すると、図書館公式ウェブサイトや館内の所蔵資料検索システム（OPAC）を使って資料の利用予約ができます。

また、市の図書館に所蔵のない資料は、申請により県内の公立図書館等の所蔵資料などを利用することができます。

○コピーサービス（有料）

図書館が所蔵する資料は、コピーして利用することができます。ただし、著作物については法律（著作権法）によりコピーが基本的に制限されています。

○レファレンスサービス

暮らしの中の疑問の解決や調査・研究などのため必要な、資料や情報の収集を支援します。

○視聴覚資料の視聴

図書館所蔵のCDやDVDなどを、館内で利用（視聴）することができます。

○インターネットの活用

館内の専用パソコンで、インターネット上の各種ウェブサイトの閲覧や情報収集などができます。

8. 統計概要

注意 令和元年度から令和3年度の統計数値は、感染症対策（休館、一部サービスの休止、事業の縮小等）の影響を受けています。

I 所蔵資料数、利用数

区分	所蔵資料数	館外利用数	備考
一般図書	106,944 冊	103,486 冊	
児童図書	58,956 冊	85,951 冊	
雑誌	5,342 冊	12,829 冊	
郷土行政資料	7,015 冊	51 冊	
参考図書	5,463 冊	- 冊	館外利用禁止資料
相互貸借	-	1,013 冊	
視聴覚資料	2,507 点	353 点	WEB 閲覧を含む
合計	186,227 点	203,683 点	

市民一人当たり所蔵数=3.454 点 / 市民一人当たり利用数=3.778 点

II 年間利用状況

区分	数量	備考
開館日数	293 日	1 日当たり利用件数 695 件
入館者数	84,698 人	1 日当たり 289 人
うち館外利用者数	42,354 人	1 日当たり 145 人
配備した資料数	5,240 件	
一般図書	2,768 冊	
児童図書	978 冊	
雑誌	1,395 冊	
郷土行政資料	58 冊	
参考資料	34 冊	
視聴覚資料	7 点	
除籍した資料数	8,077 件	
有効利用カード数	21,404 件	令和4年度新規発行数 562 件
一般（13 歳以上）	19,764 人	
児童（0 歳～12 歳）	1,431 人	
団体	72 件	
公立図書館等	137 件	

[参考資料]

1 図書館資料の所蔵状況

ア 分類別所蔵資料明細

(R5.3.31現在 単位：点)

分類	一般書	児童書	郷土行政資料	参考資料	合計	占有率
総記	2,378	680	624	825	4,507	2.42%
哲学	3,534	559	149	132	4,374	2.35%
歴史	9,678	2,968	2,337	1,133	16,116	8.65%
社会科学	14,270	2,234	1,931	1,138	19,573	10.51%
自然科学	7,192	5,322	362	519	13,395	7.19%
技術	7,716	1,606	320	256	9,898	5.32%
産業	3,455	1,163	177	225	5,020	2.70%
芸術	10,503	3,296	465	396	14,660	7.87%
言語	1,646	678	27	426	2,777	1.49%
文学	45,005	19,959	623	413	66,000	35.44%
洋書	6	397			403	0.22%
大活字	1,561				1,561	0.84%
絵本		18,344			18,344	9.85%
紙芝居		1,750			1,750	0.94%
小計	106,944	58,956	7,015	5,463	178,378	95.79%
雑誌	4,915	427			5,342	2.87%
書籍計	111,859	59,383	7,015	5,463	183,720	98.65%
視聴覚資料	メディア	DVD	LD	CD	合計	占有率
	資料数	777	557	1,173	2,507	1.35%
合計					186,227	100.00%

イ 所蔵資料数の推移

(単位：点)

年度	一般書	児童書	郷土行政参考資料	雑誌	視聴覚資料	合計
平成26年度末	106,016	56,020	11,287	5,431	2,757	181,511
平成27年度末	104,522	57,245	11,457	5,590	2,787	181,601
平成28年度末	104,419	57,524	11,596	5,554	2,821	181,914
平成29年度末	105,604	57,790	11,795	5,477	2,851	183,517
平成30年度末	104,404	58,256	11,914	5,438	2,670	182,682
令和元年度末	105,264	58,256	12,070	5,486	2,474	183,550
令和2年度末	107,244	59,196	12,285	5,522	2,494	186,741
令和3年度末	107,624	59,557	12,404	6,942	2,500	189,027
令和4年度末	106,944	58,956	12,478	5,342	2,507	186,227

注) それぞれ各年度末における数値です。

2 令和4年度図書館利用状況

(1) 推移

(R05. 3. 31現在)

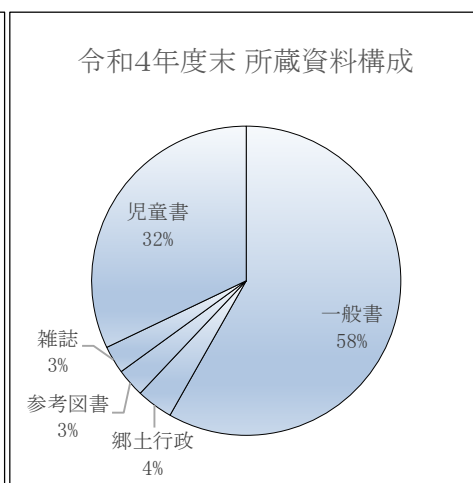
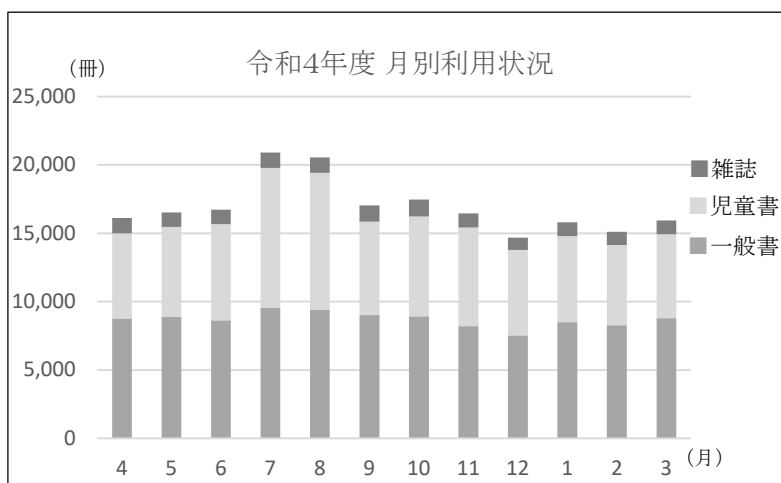
年度	年度末人口	資料費予算（千円）					所蔵資料数	登録者数	資料等利用者数	資料等利用件数
		図書	新聞雑誌	視聴覚	その他	合計				
H10	57,321	16,000	1,942		226	18,168	159,120	23,967	60,336	272,909
H17	56,436	8,000	1,760		60	9,820	178,202	25,767	66,829	276,428
H18	56,378	6,400	1,510		70	7,980	180,973	26,078	64,806	253,490
H19	56,457	7,000	1,490		72	8,562	188,981	26,685	60,743	236,951
H20	56,249	7,000	1,530		72	8,602	189,423	22,706	61,822	242,745
H21	57,161	7,000	1,531	600	54	9,185	189,750	23,085	65,009	253,852
H22	56,962	7,000	1,531	675	50	9,256	189,635	23,745	66,219	246,535
H23	56,594	11,582	1,517	2,800	68	15,967	172,983	11,053	61,045	250,108
H24	56,331	7,020	1,517	675	63	9,275	173,633	12,781	61,964	250,101
H25	56,041	10,000	1,521	350	64	11,935	173,432	14,114	60,961	243,735
H26	55,838	10,000	1,564	355	106	12,025	178,754	14,792	60,167	243,662
H27	55,589	10,000	1,580	355	130	12,065	178,814	15,847	62,103	252,081
H28	55,350	10,000	1,619	355	130	12,104	179,093	16,854	62,653	253,948
H29	55,087	10,000	1,619	355	130	12,104	180,666	17,811	61,464	249,724
H30	54,958	10,000	1,560	300	130	11,990	182,682	18,779	60,872	249,357
R01	54,584	10,000	1,573	300	130	12,003	183,550	19,494	55,204	229,815
R02	54,222	10,000	1,573	300	130	12,003	186,741	19,907	37,062	181,746
R03	53,985	7,500	1,563	100	120	9,283	186,527	20,768	44,250	215,824
R04	53,917	7,500	1,581	100	100	9,281	186,227	21,404	42,354	203,683
R05	—	8,000	1,528	100	100	9,728	—	—	—	—

注1) 平成23年度は地域活性化交付金7,182千円（図書4,582千円、視聴覚2,600千円）を含んでいます。

注2) 「登録者数」は、有効な利用カードが発行されている利用者数（H22までは全発行枚数）です。

注3) 「所蔵資料数」は、H26から雑誌を、H30からは雑誌と視聴覚資料を含んでいます。

注4) 令和元年度から令和4年度の利用者数と利用件数の減少は、感染症対策の影響が考えられます。



(2) 月別利用状況

ア 月別利用明細

(R05.3.31現在)

月	開館 日数	来館者数	資料等 利用者数	利用数					
				一般 (冊)	児童 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚 (件)	WEB閲覧 (件)	合計 (件)
4月	25日	6,413人	3,351人	8,773	6,223	1,123	7	12	16,138
5月	25日	6,640人	3,481人	8,910	6,548	1,057	25	8	16,548
6月	25日	6,949人	3,509人	8,640	7,034	1,052	23	7	16,756
7月	27日	9,352人	4,231人	9,546	10,247	1,122	26	14	20,955
8月	26日	9,286人	4,217人	9,431	9,985	1,129	15	8	20,568
9月	25日	7,096人	3,592人	9,022	6,831	1,193	11	14	17,071
10月	26日	7,183人	3,619人	8,925	7,315	1,239	14	7	17,500
11月	24日	7,126人	3,416人	8,202	7,231	1,024	17	2	16,476
12月	23日	6,542人	3,036人	7,541	6,249	882	14	9	14,695
1月	21日	5,874人	3,276人	8,493	6,296	1,011	24	10	15,834
2月	20日	5,887人	3,157人	8,286	5,851	973	23	17	15,150
3月	26日	6,350人	3,469人	8,781	6,141	1,024	20	26	15,992
合計	293日	84,698人	42,354人	104,550	85,951	12,829	219	134	203,683

注1) 一般書には参考資料、郷土資料及び相互貸借の件数が、児童書には紙芝居の件数がそれぞれ含まれています。

注2) 1月は図書館システムの更新作業及び蔵書点検作業による臨時休館のため、開館日数が減少しています。

イ 資料等利用数の推移

年度	開館 日数	来館者数	貸出人数	利用数					
				一般 (冊)	児童 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚 (件)	WEB閲覧 (件)	合計 (件)
H25	295日	81,184人	60,961人	145,983	78,469	16,935	1,615	733	243,735
H26	286日	75,023人	60,167人	144,995	79,314	16,958	1,507	888	243,662
H27	292日	74,539人	62,103人	144,298	88,700	16,341	1,602	1,140	252,081
H28	294日	71,877人	62,653人	142,333	93,382	15,682	1,490	1,061	253,948
H29	294日	63,817人	61,464人	137,282	95,381	14,853	1,172	1,036	249,724
H30	293日	125,197人	60,872人	132,552	98,065	16,478	1,388	874	249,357
R01	273日	116,801人	55,204人	123,883	88,933	15,362	1,035	602	229,815
R02	248日	61,204人	37,062人	95,397	74,632	11,717	0	0	181,746
R03	291日	81,632人	44,250人	110,106	92,106	13,510	62	40	215,824
R04	293日	84,698人	42,354人	103,537	85,951	12,829	219	134	203,683

注1) 「来館者数」について、H24～H28は図書館入館者カウンターと展示室入場者カウンターの合計を補正した数値、H29は図書館入館者カウンターの補正值、H30以降は図書館入館者カウンターの実測値です。

注2) 令和元年度から令和4年度は、感染症対策の影響と考えられる数値の低下が見受けられます。

(3) 地区別・年齢別登録状況

ア 地区別・年齢別登録明細

(R05.3.31現在/単位：人)

年齢 地区	6以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60以上	合計	登録率
羽生地区	103	158	255	350	377	617	1,939	1,932	2,299	8,030	41.9%
南羽生地区	19	49	57	74	91	152	444	534	302	1,722	43.9%
新郷地区	11	22	33	72	87	107	313	376	404	1,425	27.2%
須影地区	35	55	70	57	62	109	316	348	319	1,371	31.8%
岩瀬地区	34	54	74	94	92	125	455	458	340	1,726	32.4%
川俣地区	17	17	23	29	37	67	179	206	212	787	34.3%
井泉地区	33	39	58	116	143	209	535	558	476	2,167	36.2%
手子林地区	26	31	46	65	89	96	321	371	358	1,403	33.9%
三田ヶ谷地区	12	18	18	30	40	42	134	161	149	604	28.3%
村君地区	4	9	18	12	13	23	82	96	116	373	27.0%
羽生市計	294	452	652	899	1,031	1,547	4,718	5,040	4,975	19,608	36.4%
登録率	12.5%	39.6%	53.2%	66.8%	71.4%	74.2%	49.1%	34.4%	24.8%	36.4%	
行田・加須	4	9	19	32	25	41	293	532	422	1,377	
その他	0	0	1	1	1	5	61	83	58	210	
合計	298	461	672	932	1,057	1,593	5,072	5,655	5,455	21,195	

注) 団体登録72件、相互貸借市町村立図書館登録137件は除いています。登録率は当該人口に対する登録率です。

イ 年齢別登録状況の推移

年齢 年度	6歳以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～29	30～39	40～59	60以上	合計	登録率
H25年度末	300	617	871	893	730	1,757	1,681	3,237	2,486	12,572	22.4%
H26年度末	301	596	891	957	851	1,975	1,758	3,533	2,799	13,661	24.5%
H27年度末	314	594	858	1,008	929	2,211	1,846	3,768	3,114	14,642	26.3%
H28年度末	308	629	840	1,032	969	2,485	1,915	3,978	3,423	15,579	28.1%
H29年度末	305	599	810	1,042	1,025	2,717	2,074	4,194	3,700	16,466	29.9%
H30年度末	324	589	824	1,021	1,106	2,919 注2 1,306	2,230 注2 3,843	4,364	3,985	17,362	31.6%
R01年度末	325	557	823	998	1,150	1,382 注2	4,036 注2	4,578	4,260	18,109	33.0%
R02年度末	296	478	748	930	1,138	1,444 注2	4,224 注2	4,728	4,455	18,441	34.0%
R03年度末	292	475	697	921	1,072	1,488 注2	4,483 注2	4,900	4,705	19,033	35.3%
R04年度末	294	452	652	899	1,031	1,547 注2	4,718 注2	5,040	4,975	19,608	36.3%

注1) 羽生市内在住者の登録者数。登録率は人口に対する登録率です。

注2) 年齢区分19歳から39歳は、H30年度下段以降は当該区分をそれぞれ19～22及び23～39としています。

(4) 地区別・年齢別貸出状況

ア 地区別・年齢別貸出明細

(R05.3.31現在/単位:冊)

年齢 地区	6以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60以上	合計	利用率
羽生地区	5,737	6,188	2,906	773	574	926	9,144	18,344	31,092	75,684	110.6%
南羽生地区	1,351	1,258	930	180	102	331	1,830	6,074	4,541	16,597	118.5%
新郷地区	775	322	346	85	36	179	1,741	3,873	5,580	12,937	69.2%
須影地区	2,448	2,268	1,964	189	50	99	2,340	4,162	4,054	17,574	114.0%
岩瀬地区	1,419	1,812	1,705	265	55	223	3,580	4,941	4,035	18,035	94.8%
川俣地区	368	558	868	468	96	71	913	2,244	2,587	8,173	99.9%
井泉地区	1,308	1,154	796	470	205	147	2,776	3,777	5,239	15,872	74.4%
手子林地区	1,271	1,597	1,115	647	57	99	2,517	3,887	5,109	16,299	110.4%
三田ヶ谷地区	1,366	721	633	121	19	2	1,725	1,348	1,272	7,207	94.5%
村君地区	170	697	501	161	94	101	159	828	1,365	4,076	82.5%
羽生市計	16,213	16,575	11,764	3,359	1,288	2,178	26,725	49,478	64,874	192,454	100.0%
占有率	8.4%	8.6%	6.1%	1.8%	0.7%	1.1%	13.9%	25.7%	33.7%	100.0%	
広域	319	432	458	94	11	64	746	2,382	3,702	8,208	
その他	0	0	0	5	0	0	307	352	88	752	
合計	16,532	17,007	12,222	3,458	1,299	2,242	27,778	52,212	68,664	201,414	

注1) 団体貸出1,880冊、相互貸出389冊は除いています。

注2) 利用率は、羽生市(100.0%)に対する地区別の利用率です。

イ 年齢別貸出状況の推移

年齢 年度	6歳以下	7～9	10～12	13～15	16～18	19～29	30～39	40～59	60以上	合計
H25年度	12,597	16,876	11,929	4,056	3,235	14,911	36,500	71,463	63,303	234,870
H26年度	10,925	15,804	12,397	4,340	2,816	12,698	35,546	69,745	64,929	229,200
H27年度	12,105	16,291	12,931	3,855	2,574	12,625	32,350	70,326	65,587	228,644
H28年度	16,106	18,327	13,913	4,596	2,313	11,606	28,286	71,263	69,023	235,433
H29年度	17,908	20,047	12,637	4,548	2,343	10,621	28,590	69,888	68,357	234,939
H30年度	17,583	21,511	12,534	4,079	1,971	9,356 注2) 3,494	31,150 注2) 37,012	65,720	70,575	234,479
R01年度	15,470	18,481	12,296	3,034	1,758	2,832 注2)	32,209 注2)	59,407	66,321	211,808
R02年度	12,751	13,003	10,511	2,401	1,405	2,578 注2)	25,655 注2)	46,174	54,371	168,849
R03年度	15,754	16,634	12,953	3,297	1,054	2,807 注2)	28,783 注2)	56,449	64,206	201,937
R04年度	16,213	16,575	11,764	3,359	1,288	2,178 注2)	26,725 注2)	49,478	64,874	192,454

注1) 羽生市内在住者の貸出冊数です。

注2) 年齢区分19歳から39歳は、H30年度下段以降は当該区分をそれぞれ19～22及び23～39としています。

注3) 令和元年度から令和4年度は、感染症対策の影響と考えられる数値の低下が見受けられます。

(5) 予約、相互貸借、館内施設等利用状況

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用希望件数	576	614	563	634	596	606	582	500	539	600	517	615	6,942
うちキャンセル	35	28	31	32	29	24	27	30	19	23	21	33	332
相互貸借	133	142	81	127	105	127	107	106	128	120	89	137	1,402
貸出	29	37	27	28	35	19	34	27	39	44	29	41	389
借受	104	105	54	99	70	108	73	79	89	76	60	96	1,013
レファレンス	86	61	108	142	126	132	120	109	111	116	89	93	1,293
所蔵調査	20	14	56	51	51	45	47	57	47	46	28	26	488
事項調査	66	47	52	91	75	87	73	52	64	70	61	67	805
予約登録件数	624	601	592	672	630	619	573	517	590	639	522	602	7,181
図書館窓口	268	271	264	284	272	235	252	219	230	281	216	265	3,057
館内OPAC	67	71	79	90	75	79	72	76	84	78	64	65	900
WEBサービス	289	259	249	298	283	305	249	222	276	280	242	272	3,224
コピーサービス(枚)	115	36	70	39	61	116	156	99	69	54	55	161	1,031
うちカラーコピー	0	1	2	4	0	7	1	0	0	5	2	3	25
学習室(人)	242	401	448	642	681	396	445	424	278	302	438	270	4,967
会議室(人)	44	44	41	51	17	4	44	20	26	27	29	61	408
視聴覚室(人)	88	108	125	212	65	101	60	110	198	68	54	68	1,257
参考調査室(人)	16	30	40	53	42	46	28	35	24	21	31	45	411

(6) 市外在住者の羽生市立図書館利用状況

	登録者数	延べ利用者数	利用件数				利用件数計
			一般書	児童書	雑誌	視聴覚他	
行田市	597人	949人	2,728件	1,251件	463件	0件	4,442件
加須市	780人	683人	1,605件	1,956件	172件	33件	3,766件
その他	347人	576人	651件	401件	47件	42件	1,141件
計	1,724人	2,208人	4,984件	3,608件	682件	75件	9,349件

3 雑誌一覧 (五十音順)

(1) 郷土誌

No.	タイトル	刊行	No.	タイトル	刊行
1	浮野	月刊	3	筆	月刊
2	利根	月刊	4	文芸埼玉	年2回

(2) 一般誌

No.	タイトル	刊行	No.	タイトル	刊行
1	& h o m e	季刊	34	こどもの本	月刊
2	V E R Y	月刊	35	子どもの本棚	月刊
3	美しいキモノ	季刊	36	この本読んで	季刊
4	栄養と料理	月刊	37	GOLF TODAY	月刊
5	E S S E	月刊	38	サッカーマガジン	隔月
6	NHK きょうの健康	月刊	39	サライ	月刊
7	NHK きょうの料理	月刊	40	サンキュ!	月刊
8	NHK 趣味の園芸	月刊	41	サンデー毎日	週刊
9	NHK 趣味の園芸 やさいの時間	隔月	42	散歩の達人	月刊
10	NHK すてきにハンドメイド	月刊	43	J T B時刻表	月刊
11	園芸ガイド	年4回	44	週刊新潮	週刊
12	O Z magazine	月刊	45	週刊ダイヤモンド	週刊
13	O g g i	月刊	46	週刊東洋経済	週刊
14	オール讀物	年10回	47	週刊文春	週刊
15	オレンジページ	月2回	48	週刊ベースボール	週刊
16	音楽の友	月刊	49	小説現代	月刊
17	会社四季報	季刊	50	小説すばる	月刊
18	かがくのとも	月刊	51	新潮	月刊
19	からだにいいこと	隔月	52	SCREEN	月刊
20	関東東北じゃらん	隔月	53	すばる	月刊
21	暮しの手帖	隔月	54	Sports Graphic Number	隔週
22	クロワッサン	月2回	55	住まいの設計	隔月
23	芸術新潮	月刊	56	川柳マガジン	月刊
24	月刊クーヨン	月刊	57	ダイヤモンドZAi	月刊
25	月刊自家用車	月刊	58	ダ・ヴィンチ	月刊
26	健康	季刊	59	たくさんのふしぎ	月刊
27	COTTON TIME	隔月	60	旅の手帖	月刊
28	こどもとしょかん	季刊	61	d a n c y u	月刊
29	子供の科学	月刊	62	ちいさなかがくのとも	月刊
30	こどものとも	月刊	63	つり人	月刊
31	こどものとも0.1.2.	月刊	64	鉄道ファン	月刊
32	こどものとも年少版	月刊	65	天文ガイド	月刊
33	こどものとも年中向き	月刊	66	NATIONAL GEOGRAPHIC	月刊

3 雑誌一覧 (五十音順：つづき)

(2) 一般誌 (つづき)

No.	タイトル	刊行	No.	タイトル	刊行
67	nicola	月刊	83	文学界	月刊
68	日経Woman	月刊	84	文藝春秋	月刊
69	日経サイエンス	月刊	85	Baby-mo	年4回
70	日経トレンディ	月刊	86	p e n	月刊
71	日経PC21	月刊	87	本の雑誌	月刊
72	Newsweek日本版	週刊	88	毎日が発見	月刊
73	Newsがわかる	月刊	89	みんなの図書館	月刊
74	Newton	月刊	90	MEN'S CLUB	年4回
75	non-no	月刊	91	MORE	月刊
76	HOUSING	隔月	92	MOE	月刊
77	Hanako	月刊	93	モノマガジン	月2回
78	BE-PAL	月刊	94	ゆうゆう	月刊
79	婦人画報	月刊	95	LEE	月刊
80	婦人公論	月刊	96	歴史街道	月刊
81	プレジデント	月2回	97	レディブティック	隔月
82	プレジデントFamily	季刊	98	和楽	隔月

4 新聞等一覧

(R05.3.31現在)

No.	資料名	刊行	No.	資料名	刊行
1	朝日新聞	日刊 (朝刊)	8	日刊スポーツ	日刊 (朝刊)
2	読売新聞	日刊 (朝刊)	9	読売新聞 (縮刷版)	月刊 (H30.3~)
3	埼玉新聞	日刊 (朝刊)	10	朝日新聞 (縮刷版)	月刊 (~H30.2まで)
4	毎日新聞	日刊 (朝刊)	11	埼玉新聞 (縮刷版)	月刊 (~H30.2まで)
5	産経新聞	日刊 (朝刊)	12	広報Hanyu	月刊
6	東京新聞	日刊 (朝刊)	13	市議会だより	季刊
7	日本経済新聞	日刊 (朝刊)			

5 条例・規則

○羽生市立図書館設置条例（昭和39年12月24日条例第44号）

（設置）

第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として羽生市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 図書館は、羽生市大字下羽生948番地に置く。

2 図書館の活動を十分にするため必要あるときは、図書館分館を置くことができる。

（事業）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、法第3条に規定する事項の実施につとめる。

（職員）

第4条 図書館に館長、その他必要な職員を置く。

（指定管理者による管理）

第5条 羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続等）

第6条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が指定管理業務を行う場合にあっては、第4条の規定中「その他必要な職員を置く」とあるのは「その他職員を置かないことができる」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に施設等の運営を行うこと。
- (2) 図書館の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（雑則）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第17号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和60年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第14号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○羽生市立図書館管理規則（平成17年12月16日教育委員会規則第7号）

羽生市立図書館管理規則（昭和61年教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、羽生市立図書館設置条例（昭和39年条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定により次の事業を行う。

- （1） 郷土資料、地方行政資料等の収集等にも留意して図書資料、視聴覚資料その他の必要な資料（法第3条第1項第1号に定める資料をいう。以下「資料」という。）を収集し、整理し、保存し、及び市民の利用に供すること。
- （2） 資料の分類排列を適切にし、その目録を整備し、及び利用のための市民の相談に応ずること。
- （3） 読書会、お話し会、映写会、講演会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- （4） 他の公立図書館、学校、公民館その他の公的な図書施設と緊密に連絡し、協力し、及び資料の相互貸借等を行うこと。
- （5） その他条例第1条に規定する図書館の設置目的に則する事業

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）は、必要の範囲内において羽生市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、これを変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- （1） 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日
- （2） 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- （3） 例月整理日（各月1日以内。各月ごとに実施する資料等の整理を行う日）
- （4） 特別整理日（事業年度中10日以内。所蔵資料の適正管理を目的として実施する蔵書点検を行う日）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第5条 館長は、この規則又は館長の指示に従わない者に対し別に定める基準により図書館の施設、設備、図書館が所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）及び埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定その他の貸借制度に基づき貸借利用されている資料（以下「相互貸借資料」という。）の利用を制限することができる。

（損害の弁償）

第6条 図書館の利用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は図書館資料及び相互貸借資料（以下「図書館資料等」という。）を汚損し、破損し、若しくは忘失したときは、別に定める基準によりその損害を弁償しなければならない。

（資料の館外利用及び利用者）

第7条 図書館資料（館長が指定するものを除く。）は、館長が定める利用手続により図書館外に帯出して利用すること（以下「館外利用」という。）ができる。

- 2 図書館資料を館外利用できる者は、羽生市、行田市若しくは加須市の住民である者若しくは羽生市内に通勤し、若しくは通学している者（以下これらを「個人利用者」という。）又は羽生市内に所在する教育施設、福祉施設その他これらに類する団体であつて館長が認めたもの（以下「団体利用者」という。）とする。

（利用カード）

第8条 図書館資料の館外利用その他の館長が指定する図書館のサービスを受けようとする者は、図書館資料館外利用等申請書（様式第1号）を提出し、図書館サービスを利用するためのカード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、その者は、当該申請書の記載内容を証する書類の提出又は提示をするものとする。

- 2 利用カードの交付は、1者につき1枚とする。

- 3 利用カードの有効期間は、交付の日（利用カードを更新したときは、当該更新の日）から3年間とする。ただし、第8条に定める団体利用者については団体利用者として登録された日（利用カードを更新したときは、当該更新の日）の属する年度の末日までとする。
- 4 前項に規定する有効期限の1か月前から当該有効期限まで又は有効期限を経過した利用カードは、当該カードの正当な占有者（第1項の規定により利用カードの交付を受け、これを正当に占有している者。以下「カード利用者」という。）の申請によりこれを更新して利用することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 5 カード利用者は、当該利用カードの記載事項に変更が生じたとき又は利用カードを紛失し、若しくは著しく破損したときは、その旨を速やかに館長に届け出なければならない。
- 6 カード利用者は、紛失、破損等により当該利用カードを利用できなくなったときは、利用カードの再交付を申請することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 7 前項本文の再交付に要する費用は、当該利用者の負担とし、その額は、100円とする。
- 8 利用カードは、他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。
- 9 カード利用者は、利用カードを利用するための資格を喪失したとき又は利用しなくなったときは、当該利用カードを遅滞なく図書館に返却しなければならない。

（利用の件数及び期間）

第9条 利用カードを利用して館外利用できる図書館資料等の件数及び期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 個人利用者については、同時に利用できる図書館資料等は10件以内とし、利用期間はそれぞれの図書館資料等の利用開始日の翌日から起算して14日以内とする。
- (2) 団体利用者については、同時に利用できる図書館資料は100件以内とし、利用期間はそれぞれの図書館資料の利用開始日の翌日から起算して30日以内とする。
- (3) 前2号にそれぞれ規定する利用期間の最終日が第3条に規定する図書館の休館日に当たるときは、当該日後において最初の開館日を利用期間の最終日とする。

（資料の利用予約）

第10条 利用カードを利用できる個人利用者は、利用しようとする図書館資料が他の利用者によって利用中であるときは、当該資料の利用について予約することができる。

- 2 前項の規定による予約は、10件以内とする。

（督促）

第11条 館長は、第9条に規定する利用期間を超えて図書館資料等を利用し、又は占有している利用者に対し別に定める基準により当該資料の返還を求めることができる。

（図書館資料の寄贈）

第12条 図書館に資料を寄贈しようとする者は、館長に資料寄贈申請書（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 館長は、前項の規定による提出があったときは、その採否について別に定める基準により適正に判断し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 館長は、寄贈された資料についてその特性等を考慮し、適切に措置するものとする。
- 4 寄贈に要する経費は、当該寄贈申請者の負担とする。

（会議室等の利用）

第13条 第2条第3号に規定する事業を行おうとする者は、視聴覚室、対面朗読室及び会議室（以下「会議室等」という。）を利用することができる。

- 2 会議室等を利用しようとする者は、図書館施設利用申請書（様式第4号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の規定による提出があったときは、その利用の可否について施設の利用状況及び図書館の設置目的に照らし、適切に判断するものとする。
- 4 館長は、会議室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可してはならない。
 - (1) 図書館の秩序の維持ができないおそれがあると認めるとき。
 - (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動であると認めるとき。
 - (3) その他図書館の管理上支障があると認めるとき。

- 5 会議室等の利用者は、当該会議室等の利用が終了したときは、直ちに図書館施設利用報告書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

(事業報告)

第14条 館長は、各事業年度が終了したときは、遅滞なく、当該年度の図書館事業の概要を教育長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日教委規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月12日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月21日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月16日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教育規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

○羽生市立図書館協議会設置条例（昭和 39 年 12 月 24 日 条例第 45 号）

（設置）

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15 人以内とする。

（委嘱）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 識見を有する者
- （5） 公募による市民

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 12 号)

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に羽生市立図書館協議会の委員に任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の羽生市立図書館協議会設置条例の規定により委嘱されている羽生市立図書館協議会の委員とみなす。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○羽生市立図書館協議会運営規則（昭和 56 年 7 月 1 日 教育委員会規則第 9 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、羽生市立図書館協議会設置条例（昭和 39 年条例第 45 号）第 5 条の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会議は、図書館長の諮問に応じ会長がこれを招集する。

（その他）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 16 日教委規則第 7 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

6 羽生市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の事業を適正且つ円滑に運営するため、図書館における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この方針における用語について、次の各号に定める。

- (1) 資料 本、雑誌、新聞及び定期刊行物などの刊行物もしくは視聴覚資料等で、図書館における収蔵資料の対象となる全ての資料
- (2) 図書館資料 専ら利用者の利用の用に供する目的で、図書館が収蔵している資料

3 基本方針

- (1) 図書館は、市民が必要とする情報を迅速且つ的確に提供し、調査研究や学習活動、余暇活動などの市民の自主的な活動を適切に支援するため、羽生市の実情及び羽生市民からの要請を考慮して図書館資料を収集するものとする。
- (2) 図書館資料の収集にあたっては、適切な図書館サービスを継続的に提供するため、公平且つ公正で自由な視点から広い視野を持って選定する。
 - ア) 意見が対立している問題や見解が分かれる事柄については、それぞれの観点に立った資料を収集する。
 - イ) 著者のイデオロギーを理由として、その著作を排除することはしない。
 - ウ) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選定しない。
 - エ) 第三者からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。また、紛糾をおそれて自己規制しない。

4 選定方法

- (1) 図書館資料の選定は、次の各号に留意し職員全員で定期的に行うものとする。
 - ア) 日頃の図書館活動において、市民のニーズを把握する。
 - イ) 各種メディアの情報を的確に把握する。
 - ウ) 各種機関の書評に留意し、選定の参考とする。
 - エ) 過去の出版物や再版本、復刻本などの情報を注視し、必要な図書館資料の収集補完に努める。
- (2) 市民からの要望を把握し、図書館資料の選定に活用するものとする。

5 分類別収集方針

- (1) 一般書
 - ア) 各分野の基本的な資料を中心に幅広く収集する。
 - イ) 利用者が多い図書館資料は、社会情勢に留意して複本の整備を考慮する。
 - ウ) 漫画、外国図書等については、社会情勢の変化や利用者の多様化等の状況を考察し対応を検討する。
- (2) 児童書
 - ア) 子どもの健全な成長に適切な支援が期待できる資料を収集する。
 - イ) 子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に貢献する資料を収集する。
 - ウ) 子どもの自発的な学習意欲を満たす資料を収集する。
- (3) 参考図書
 - ア) 多様な調査研究に対応するため、またレファレンスサービスの充実向上のため、多岐にわたり広く収集する。
 - イ) 年鑑、白書、便覧等の定期的に刊行される資料については、情報の新鮮さを失わないよう資料の更新を適切に進める。
 - ウ) 選定には、次の点に留意する。
 - ① 記述が客観的で信頼性が高いこと
 - ② 典拠が正確に表示されていること
 - ③ 堅牢で使いやすいこと
- (4) 郷土資料
 - ア) 羽生市に関する資料は全て収集対象とする。
 - ① 個人または各種機関等による資料は、羽生市に関わりが深い資料を収集する。
 - ② 羽生市の出身者、在住者による著作物及び羽生市にゆかりのある人物について記述がある資料を収

集対象とする。

③ 羽生市に関する逐次刊行物及び羽生市について記述のある逐次刊行物を収集対象とする。

イ) 埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、重要なものまたは羽生市に関係の深いものを主な収集対象とする。

(5) 行政資料

ア) 羽生市が発行する資料については、全てを収集対象とする。

イ) 羽生市以外の地方公共団体及びその他の公的機関が発行する資料は、必要性が認められるものを収集する。

(6) 逐次刊行物

ア) 新聞は、国内発行の全国紙を中心に収集する。

イ) 雑誌は、国内発行の各分野の雑誌を広く収集する。

(7) 視聴覚資料

ア) DVD等の視聴覚作品は、市民の知識、教養の向上に寄与し、または健全な娯楽に供することができるものを収集する。

6 寄贈資料

寄贈申請されたものは、この収集方針の定めを基本として図書館資料との関連性等を調査し、必要が認められるものについてのみ受入れる。

7 収集しないもの

(1) 犯罪行為を助長するなど、公序良俗に反するもの

(2) 人権またはプライバシーを侵害または侵害する恐れのあるもの

(3) 高度な学術書や受験問題集等、専ら個人の修学の用に供される参考書籍

(4) その他図書館資料として不適切と思われるもの

附 則

この方針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。



○表紙写真 『草木とともに 牧野富太郎自伝』(牧野富太郎 2022年 KADOKAWA)

「日本の植物学の父」と言われ近代植物分類学の基礎を築いた牧野富太郎の、94年の生涯を捧げた植物研究の人生で編まれた珠玉のエッセイ集。

牧野は日本で初めてムジナモを発見した人物で当時世界でほとんど知られていなかったムジナモの花を解剖、その緻密に描かれた解剖図によって世界から注目された。

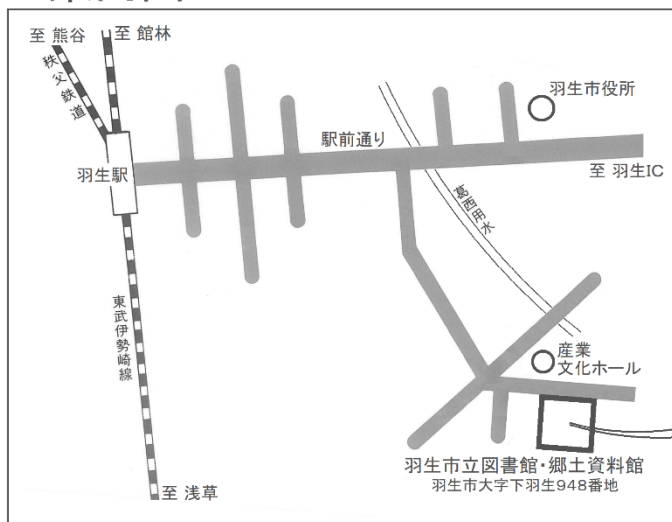
本作品には「ムジナモ発見物語り」が収録されています。

令和5年度 はにゅうの図書館（図書館要覧）

令和5年7月1日発行

編集発行 羽生市立図書館
〒348-0026
埼玉県羽生市大字下羽生948番地
電話 048-561-8233
FAX 048-563-5873
URL <http://www.lib.city.hanyu.saitama.jp>

案内図



拡大図(敷地配置図)

